

## 平成27年度第1回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会第4部会摘録

日 時：平成27年10月2日（金）午後3時00分～午後3時50分

場 所：井門明治安田生命ビル2階 保健福祉局会議室

出席者：明石部会長，大藪委員，片田委員，近藤委員

事務局：山本適正給付推進担当課長，新井企画係長，

越中，星山（監査適正給付推進課）

長寿福祉課：谷利長寿福祉課長，山田生きがい支援係長，橋本

議事 指定候補者の選定方法及び審査基準について

(1) 老人福祉センター（対象施設：5箇所）

（中京，山科，南，右京，洛西）

(2) 老人いこいの家（対象施設：4箇所）

（聖護院，今熊野，上京，壬生）

山本課長 　　ただ今から，保健福祉局指定管理者選定委員会第4部会を開催する。

委員の皆様には，多忙中にも関わらず，出席を賜り，御礼申し上げます。

本日委員の皆様にご審議いただく議事は，「老人福祉センター」及び「老人いこいの家」に係る指定管理者募集要項と審査基準の審議である。

本日の委員会については，京都市市民参加推進条例第7条に基づき公開での審議とさせていただきます。

京都市保健福祉局指定管理者選定委員会設置要綱第7条第3項により，「部会は，これを構成する委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。」と規定されているが，本日4名の委員の出席があるので，会議が成立することを報告する。

続いて，同設置要綱第6条第4項の規定に基づき，委員の互選により部会長を選出する必要がある。

○ 社会福祉士として活躍している明石委員が良いのではないかと。

山本課長 　　明石委員に部会長をお願いしたいとの意見だが，他に意見ありませんか。もし意見がないようであれば，明石委員に就任して欲しいと考えるが，良いかと。

委員全員 　　（異議なし）

異議がないようなので，明石委員に部会長に就任いただくこと

を、ここに確認致す。それでは、これからの議事進行は明石部会長にお願いしたい。

- 部会長に就任した明石です。よろしく申し上げます。限られた時間の中ではあるが、皆様から忌憚ない意見等をいただきたい。それでは、議事に入る。議題「指定候補者の選定方法及び審査基準について」を審議する。対象施設は「老人福祉センター」と「老人いこいの家」である。初めに「老人福祉センター」の募集要項について、保健福祉局として統一されている部分について事務局から説明願ひ、引き続き、「老人福祉センター」の所管課である長寿福祉課から、施設固有の部分について説明願う。

山本課長 (案件説明)

谷利課長 (案件説明)

- それでは、ただ今の説明について質問・意見等があれば願ひする。特に意見がないようであれば採決に入る。この案件について承認いただけるか。

委員全員 (異議なし)

- それでは、この案件については事務局及び長寿福祉課の説明のとおり公募を実施する。
- それでは、引き続き、「老人いこいの家」の選定要項について審議する。事務局及び所管課からの説明は、先ほどの「老人福祉センター」と同様の部分は省略し、異なる部分のみ説明願う。

谷利課長 (案件説明)

- それでは、ただ今の長寿福祉課の説明について質問・意見等があれば願ひする。
- 非公募施設については、選定委員会で何を審議するのか。公募のものは申請のあった団体を審査するが、非公募の場合は既存の

1 団体について適正を判断するのか。それぞれに違いはあるのか。

谷利課長

公募のものについては、募集を行い、申請のあったものについて審査し指定管理者を選考する。非公募のものについても、例えばこの非公募の「老人いこいの家」の場合、施設のある寺が指定管理者だが、ここにも要項に基づき申請を提出させ、指定管理者として適正であるかの審査を行う。

新井係長

申請時に提出を受ける申請書類については、公募、非公募ともほぼ同じ内容である。

○ 非公募のものは、指定が可か不可かを審査するという事か。

新井係長

そうである。非公募であっても、審査において著しく点数が低い場合は、指定管理者に選定しないという判断もあり得る。

○ では、この案件について、他に意見がないようであれば、承認いただけるか。

委員全員

(異議なし)

○ それでは事務局及び長寿福祉課の説明のとおり公募を実施する。本日の審議は以上である。それでは、事務局お願いします。

山本課長

本日の審議内容を踏まえまして、募集要項等を作成し、中京、山科、南、右京、洛西の5箇所の「老人福祉センター」及び聖護院、今熊野の2箇所の「老人いこいの家」については公募を実施させていただく。

また、団体から申請書類の提出後、こちらで書類を整理した上で、皆様に審査書類を案内するので、協力をお願いします

それでは、第4部会を終了する。

午後3時50分

終了